

食品等持続的供給対策事業のガイドブック

1. 目的

食品等持続的供給対策事業（以下「供給対策事業」という。）は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食料システム法」という。）に基づく「安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業」の一環として、食品等の持続的な供給の実現を図るための事業活動の促進に必要な製造・加工・流通または販売に係る設備等（以下「設備等」）の導入を、公益財団法人食品等持続的供給推進機構（以下「機構」という。）が支援する事業です。

2. 支援の内容

- 供給対策事業では、設備等の導入形態として次の2つの方法から選択できます。
- いずれの場合も、機構が導入資金の **10分の9相当額**を負担します。
- この機構負担分は、導入後所定の方法で **7年以内に無利子でご返済**いただきます。

導入方式	内 容
① リース方式	設備等のリース料の支援。 自己資金は不要です。事業者は指定リース会社との契約に基づきリース料を支払います。 機構がリース会社に対して、必要資金の10分の9相当額を無利子で預託するため、事業者はリース料の低減という形での支援を受けられます。
② 割賦方式	設備等の購入資金の10分の9相当額を機構が無利子支援。 事業者は購入資金の10分の1相当額（自己資金）を用意します（手持資金、金融機関からの借入等）。この方式では、機構への返済終了後、導入設備等は事業者のものとなります。 注1）返済期間中はリース会社が設備等の所有権を留保します。 注2）別途リース会社の事務取扱手数料が発生します。

3. 対象設備等

- 供給対策事業で導入できる対象設備は以下の通りです。

類 型	設 備 目 的	設 備 内 容 例
① 安定的な取引関係の確立	農林漁業者と食品等事業者の連携に必要な製造・加工設備の整備等	省資源型食品等製造設備、多温度帯輸送車等物流近代化設備、食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備等
② 流通の合理化	食品等事業者の流通の合理化のために必要な設備の整備等	業界適応型 POS（販売時点情報管理システム）、EOS（商品補充発注システム）等情報処理システム、多温度帯輸送車等物流近代化設備、食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備等
③ 環境負荷低減の促進	食品等事業者の環境負荷低減を図るために必要な設備の整備等	省資源型食品等製造設備、発泡スチロール処理装置等公害防止装置、太陽光パネル利用による発電機器、高効率照明（LED照明）等
④ 消費者の選択への支援	消費者の食品等の選択に資する情報の伝達を図るための設備の整備等	売場やショッピングカート等のディスプレイ設備、電子ポップ設備等

4. 参加要件

- 供給対策事業を実施するためには、次の要件を満たす必要があります。

対象事業者	<p>食品等事業者又は次に掲げる食品等事業者を構成員とする法人（以下「食品等事業者等」という。）が対象。</p> <p>① 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 ② 協業組合、商工組合及び商工組合連合会 ③ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会 ④ 消費生活協同組合連合会 ⑤ 農業協同組合連合会 ⑥ 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会 ⑦ 森林組合連合会 ⑧ 一般社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る。）</p>
実施資格	<p>食料システム法に基づく対象事業計画等（安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画若しくは消費者選択支援事業活動計画または連携支援計画）について、農林水産大臣の認定を受けていること。</p>

5. 事業の実施手順

（1）申請準備

手 順	作業者	作業内容
① 設備等の選定	食品等事業者等 （設備等導入者）	メーカー、販売業者等から導入を予定している設備等のカタログと見積書を取得する。
② 指定リース会社※との協議	設備等導入者 指定リース会社	指定リース会社と本事業の参加についてリース契約又は割賦契約の締結の可否について協議を行う。
③ 計画の作成	食品等事業者等	対象事業計画等を作成する。

※ 指定リース会社とは、機構が本事業の実施に係る基本契約を締結しているリース会社。指定リース会社は、見積書の作成に当たって導入希望者の信用調査を行い、契約の可否について判断を行います。信用調査の結果によっては、見積書を作成できない場合があります。その場合、本事業を実施することはできません。なお、現在の取引先リース会社を指定リース会社として追加することも可能です。

（2）事業活動計画等の申請

手 順	作業者	作業内容
① 対象事業計画等の申請	食品等事業者等	（1）の③で作成した対象事業計画等を農林水産省へ提出する。申請にあたり食品等事業者等の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する農政局等に相談する。

(3) 機構への申請（「参加申込書」の提出）

手順	作業者	作業内容
① 参加申込書の作成	食品等事業者等	対象事業計画等の認定後、参加申込書を作成する。
② 参加申込書の提出	食品等事業者等	①で作成した参加申込書を機構に提出する（設備等のカタログ及び見積書を必ず添付）。

(4) 機構での手続き

手順	作業者	作業内容
① 機構と委員会との協議	機構 → 委員会	参加申込書及び添付書類等を機構内で確認後、事業実施計画を策定し、食品等持続的供給対策事業委員会に諮る。
② 認定手続き	機構	食品等持続的供給対策事業委員会の承認を受け、機構内で認定手続きを行う。
③ 認定通知*	機構	食品等事業者等に対し参加承認の通知を行う。
④ 認定通知	食品等事業者等	設備等導入者が食品等事業者等の構成員の場合は、設備等導入者に参加承認の連絡を行う。

(5) 契約手続き

手順	作業者	作業内容
① 連絡通知	設備等導入者 → 取扱リース会社	設備等導入者は取扱リース会社（契約する指定リース会社）に参加承認を受けた旨を連絡する。
② 契約締結	設備等導入者 取扱リース会社	設備等導入者は取扱リース会社と個別契約を締結する。
③ 契約関係書類提出	取扱リース会社	取扱リース会社は預託金確認書及び添付書類を機構に提出する。
④ 負担金預託	機構	機構は取扱リース会社に対し、設備等代金の9/10相当額を預託する。
⑤ 設備等代金の支払い	取扱リース会社	取扱リース会社は、販売業者に対し設備等代金を支払う。

※ 機構から参加承認の認定通知が届くまで設備等の導入は行えません。

(6) 負担金（預託金）の返済

手順	作業者	作業内容
① 負担金返済	取扱リース会社 設備等導入者	取扱リース会社は、個別契約に基づき設備等導入者から機構の負担金の回収を行う。
② 預託金返済	取扱リース会社	取扱リース会社は、設備等導入者から回収した機構の負担金を、原則として年2回（9月末日、3月末日）、機構に対し返済を行う（最長7年以内）。

(7) 報告

手順	作業者	作業内容
① 実施状況報告書	食品等事業者等 →機構	食品等事業者等は、当該年度の「食品等持続的供給対策事業実施状況報告書」を機構に提出する（事業実施の翌年度から事業終了の翌々年度まで、毎年度4月末日までに報告）。
② 預託金管理状況報告	取扱リース会社 → 機構	取扱リース会社は、当該年度の預託金残高に関する「預託金管理状況報告書」を機構へ提出する（預託金残高がある場合のみ、翌年度の4月末日までに報告）。